

12/23  
福島

# 選択肢なき「儀式」

**解説**

高浜原発3、4号機の再稼働を差し止める福井地裁の仮処分決定にも、半径二十キロ圏に含まれる京都府宮津市長や滋賀県知事の再稼働に反対する主張にも、耳を傾げなかった。

西川一誠知事が再稼働に同意した最大の根拠は、十八日の国の原子力防災会議で引き出した安倍晋三首相の発言だ。

先行する四国電力伊方原発3号機が立地する愛媛県の中村時広知事と同様に、西川知事も防災会議を首相発言の舞台に定めた。県議会の各党派が再稼働の是非を表明する全員協議会を欠席。菅義偉官房長官と事前打ち合わせをした上で、首相に「原子力のさまざまな課題に政府が責任を持つ」と言わしめた。

だが、発言に裏付けがないことは、東京電力福島第

一原発事故後の対応が証明している。政府が発した原子力緊急事態宣言は四年九月たった今も解除されていない。約十万人の福島県民が故郷を離れて避難生活を送り、賠償金をめぐる訴訟が後を絶たない。溶け落ちた核燃料は取り出せず、放射性物質で汚染された水の流出は続く。

そんな現実から目をそらし、西川知事は首相発言を「評価」した。国民世論を軽視し、原発回帰路線を加速する政府と、原発マネーありきの地元経済を重視する県の思惑は一致しており、今回の手続きは初めから不同意の選択肢がない「儀式」と化していた。同意があっても福井地裁が二十四日に示す異議審決定で仮処分が覆らなければ再稼働はできない。今後、政府と電力会社、立地自治体が一体となった原発回帰の勢いに司法がのみ込まれてしまつのか。異議審は、その分水嶺ともいえる。(西尾述志)